平成３０年（フ）第１８号
函館市亀田本町27番37号　ラ・プレイアディ202号室、住民票上の住所北海道亀田郡七飯町大川３丁目12番40号
債務者　佐藤真裕美
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第２８号
函館市湯川町３丁目48番14号
債務者　藤田　弘美
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第５号
静岡県菊川市河東90番地の２　（うちやまアパートH号）
債務者　原田テルエこと　ハラダ　テルエ
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成３０年（フ）第４７号
愛知県豊田市浄水町南平153番地　ナーシングホーム寿々浄水16号
債務者　**﨑**尾　奈菜
法定代理人成年後見人　**﨑**尾　浩二
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第６３号
愛知県刈谷市半城土町丸山24番地
債務者　河田　和德
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３５６号
高知市朝倉西町２丁目11番10―２号　ハイツ藤202号
債務者　濱田　敏博
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１２号
高知市神田125番地１　レジデンス優美36・506号
債務者　小西　健一
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１９号
高知県土佐市蓮池2326番地　ボヌール・アヴニールⅢ　101
債務者　髙岡　敏代
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２９号
岩手県一関市関が丘９番地13
債務者　寺脇久美子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１３号
相模原市南区大野台５丁目８番23号　国木ハイツ313
債務者　矢萩　明美
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第３１号
相模原市南区当麻888番地17
債務者　岡野　征子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第３５号
神奈川県座間市入谷５丁目1733番地の３
債務者　佐藤　文夫
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第３６号
神奈川県座間市入谷５丁目1733番地の３
債務者　佐藤　　惠
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４１号
相模原市緑区久保沢１丁目10番７号　シャーメゾンアキーム201
債務者　北村　一彦（事業者名ヘアーサロンK）
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２２号
静岡県三島市谷田214番地の１
債務者　河﨑　幸子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
岡山県小田郡矢掛町里山田1192番地２
債務者　髙尾季代子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
岡山県倉敷市幸町３番16号　三和ビル２階D号
債務者　髙橋　光夫
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係